

平成23年11月11日

## 障害福祉サービス等報酬改定に関して

社団法人日本自閉症協会  
会長 山崎 晃 資

自閉症の人たちにとっては、知的障害の有無や、在宅か施設入所かにかかわらず、未だに悲惨な状態におかれている人も多く、行動障害が大変なために施設支援だけでなく地域サービスの利用さえ拒まれてしまう実状は変わっておりません。また一方で、地域生活移行の流れから自閉症者施設（知的障害者入所施設）の存続自体が危ぶまれております。

以上のことから下記のとおり要望します。

### 記

- 1 自閉症の人たちの居宅及び施設における自律的生活を推進するために、障害（強度行動障害も含む）支援の難しさを適正に評価した障害程度区分の認定を行い、それを適切に支援できる報酬単価を設定すること
- 2 行動障害や反社会的行動のある自閉症の人（知的障害の有無に関わらず）への居住支援（セーフティ・ネット）として、本人の主体的且つ個別的な生活を保障しながら、一定の保護的対応の出来る建物設備と、手厚い療育支援を行うための人員配置のなされた住居サービス（ケアホームと入所施設の中間的存在）を制度化すること
- 3 自閉症の人たちを現実的に支援出来る拠点として、自閉症者施設を標榜し専門性を有すると認められる入所施設に、地域支援や人材育成等の諸機能を付加して、自閉症総合援助センター（仮称）を制度化すること
- 4 自閉症児・者を多く受け入れている施設や、行動援護などのサービス提供事業所で働く職員報酬の抜本的な改善をはかり、人材確保に繋げること
- 5 福祉・介護人材処遇改善事業が平成24年3月をもって終了するが、引き続き福祉・介護職員の賃金改善が必要なことから、福祉・介護人材処遇改善事業補助金分を報酬本体に含めて改善をはかること